

Q7 なぜ青少年に暴力団の排除に関する教育が必要なのでですか？

A 暴力団は社会に悪影響を与える存在であるものの、暴力団専門誌や暴力団員を主人公とした映画や漫画などが多数存在しており、一部では暴力団を美化する風潮にあります。これらの影響を受けやすい青少年に暴力団の実態を認識させ、等に関する教育を行なう必要があります。



Q8 暴力団から不正当な要求をされた場合どうすればいいですか？

A 暴力団から不正当な要求をされた場合は、条例を後ろ盾として要求を断つてくださいとともに、早急に警察や静岡県暴力追放運動推進センターに通報・相談してください。

通報や相談をしていただくことで、警察による暴力団への取り締まりが強化され、また、市民の方に対する被害の発生を未然に防止することにつながりますので、勇気をもって、通報・相談をしてください。



条例の主な内容

基本理念

暴力団の排除は、社会全体として、暴力団が市民生活及び市内の事業活動に不当な影響を与える存在であることと認識したこと、及び暴力団を利用しないことと、暴力団に対し資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民及び事業者の相互の連携及び協力の下に推進されなければならない。

役割

(1) 市の役割
○市民、事業者、関係機関及び関係団体と連携・協力しながら暴力団の排除に関する施策を総合的に推進します。

○県または警察に暴力団の排除に関する情報を提供します。

役割

(2) 市民及び事業者の役割
○暴力団の排除のための活動に自動的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の排除への協力に努めることとします。

役割

○市または警察に暴力団の排除に関する情報を提供するよう努めることとします。

役割

暴力団排除に関する基本的施策

○市は、暴力団の利益とならないよう、入札や契約など市の事務・事業から暴力団等を排除します。

役割

○市は、市の施設を、暴力団に管理させないとともに、暴力団の利益となる行事には使わせません。

役割

○市は、市民及び事業者に暴力団排除に関する情報の提供やその他必要な支援を行います。

役割

青少年への教育

○市は、中学校や高校において、生徒が暴力団に加入しないよう、また、暴力団による犯罪の被害を受けないようにするために、教育が行われるよう適切な措置を講じます。

役割

○青少年の育成が暴力団に加入しないよう、また、暴力団による犯罪の被害を受けないように、指導・助言に努めることとします。

役割

○市は、暴力団の威力を利用する行為の禁止

役割

○市民は、暴力団の活動や運営に協力する目的で、暴力団員に資金などを提供してはいけません。

役割

○市民は、債権回収、紛争解決等を目的に暴力団の威力を利用してはいけません。

条例に関する問合せ

静岡市役所 生活安全安心課（防犯・交通安全係）
TEL 054-221-1058 FAX 054-221-1291

暴力団を利用しない！

暴力団に対し資金を提供しない！

暴力団を利用しない！

暴力団に対し資金を提供しない！

暴力団を利用しない！

暴力団に対し資金を提供しない！

このリーフレットは条例をよく理解していただきためのものですが、社会全体で暴力団排除を推進し、安全で安心な静岡市社会の実現を目指します。

市の事務及び事業から暴力団排除のため、警察への個人情報の提供についての同意書や、暴力団員または暴力団員との密接な関係を有するものではない旨の誓約書の提出をお願いすることがあります。ご協力をお願いいたします。

Q1 なぜ暴力団排除条例ができるのですか？

A 近年、全国的に暴力団員などによる拳銃を使用した凶悪事件や、多種多様な手段を講じて多額な資金を獲得する犯罪などが身近な場所で発生しています。このような暴力団の活動を壊滅・弱体化するには警察による取り締まりだけではなく、社会全体で暴力団の排除を推進することが大切になります。

暴力団排除条例が制定され、静岡県でも平成23年8月1日に静岡県暴力団排除条例が施行されました。静岡市においても市、市民、事業者が一体となって暴力団排除に取り組み、市民が安全・安心して暮らすことができる社会の実現を目指し条例を制定しました。



Q2 暴力団を排除するため、市民は何をするべきでしょうか？

A 暴力団への資金提供、暴力団を利用すること、暴力団に協力することは決して行わないようにしてください。

また、暴力団排除に役立つ情報を知ったときは、市や警察に情報を提供するよう努めてください。



Q3 市の事務及び事業から排除されるのは、どのような人？

A くなつた日から5年を経過しない者、暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者）で、婚姻の届出をしていないが事實上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）や、暴力団員等と密接な関係を有するものも排除の対象としています。



Q5 市はどうにして暴力団であることを把握し、市の事務及び事業から排除するのですか？

A 市は、警察署へ照会して暴力団であるかどうかを把握します。

そのため、市民、事業者の方には、警察署に個人情報を探提供することについての同意書や、暴力団員または暴力団員等と密接な関係を有するものではない旨の誓約書の提出をお願いする場合があります。



Q4 暴力団員等と密接な関係を有するものは何ですか？

A 暴力団員等と密接な関係を有するものは、具体的には、

- 役員等に暴力団員がいる業者
- 暴力団員等に実質的に経営を支配されている業者
- 暴力団を利用していている業者
- 暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している業者
- 暴力団員が関与している賭博に参加したり、暴力団が主催するゴルフコンペや誕生日会、還暦祝い等の行事に出席するなど、暴力団との関係が深い業者
- 相手方が上記の関係をもつものと知りながら、下請契約をしているもの等があげられます。



Q6 公の施設を暴力団の利益となる行事に使わせないと何がどうなことですか？

A 公の施設は、暴力団による葬儀、放免祝い、誕生会、事務所開き等のいわゆる義理事や、コンサート、格闘技大会等の興業などにおいて、収益が暴力団の活動資金となる行事には利用させません。

